

呉市農業委員会の委員の選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に基づく呉市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任等の手続について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(候補者の資格)

第2条 候補者（法第9条第1項に規定する候補者及び委員になろうとする者をいう。）は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であつて、法第8条第4項に規定する要件及び次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、法第8条第6項の規定による農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者である候補者にあつては、第1号の要件を満たすことを要しない。

- (1) 呉市内に住所を有し、又は呉市内において農業に従事していること。
- (2) 農業委員の任期の初日において年齢18歳に達していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 法令等により農業委員との兼職が禁止されている職に就いていないこと。
- (5) 本市の職員でないこと。

(推薦及び応募)

第3条 候補者の推薦をし、又は募集に応募する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 3人以上の個人（正当な権原に基づき呉市内に農地を保有し、その農地を耕作している者に限る。）が候補者を推薦する方法
- (2) 法人又は団体（農業者が組織する関係団体等）が候補者を推薦する方法
- (3) 本人が応募をする方法

2 前項第1号の推薦をする者にあつては呉市農業委員推薦申込書（個人推薦用）（様式第1号）に、前項第2号の推薦をする者にあつては呉市農業委員推薦申込書（団体推薦用）（様式第2号）に、前項第3号の応募をする者にあつては呉市農業委員応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 前項の申込書を提出し受理された者が、その申込みを撤回し、又は候補者となることを辞退する場合は、呉市農業委員候補者の辞退届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(要領の作成)

第4条 市長は、候補者の推薦の求め又は募集をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した要領を作成するものとする。

- (1) 農業委員の募集人数
- (2) 農業委員の任期
- (3) 農業委員の報酬の額
- (4) 農業委員の職務及び活動内容
- (5) 推薦を受ける者又は応募しようとする者の資格要件

- (6) 候補者の推薦又は応募の手續
 - (7) 候補者の推薦又は応募に係る申込書の提出期間
 - (8) その他市長が必要と認める事項
- (推薦及び募集の広報)

第5条 市長は、候補者の推薦の求め又は募集をするときは、市政だより及び呉市ホームページに掲載する方法により広報をするものとする。

(推薦を受けた者又は応募した者の公表)

第6条 法第9条第2項の規定による公表は、呉市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(候補者の選考等)

第7条 市長は、候補者の選考に当たっては、関係者からの意見の聴取その他当該選考の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 候補者は、提出された申込書による書類審査及び必要に応じて行う面接の方法により選考するものとする。

(評価委員会の設置)

第8条 市長は、候補者を公正に選考するため、呉市農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

4 副委員長は、評価委員会の委員が互選した者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

6 候補者の推薦をした者、推薦を受けた者及び応募をした者は、評価委員となることができない。

7 評価委員会は、農業委員候補者評価基準を定め、前条第2項に規定する方法により、候補者の推薦を受けた者及び応募をした者について、それぞれの候補者としての適格性について審査し、評価して、その結果を意見にまとめ、市長に報告する。

8 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(評価委員会の会議)

第9条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

2 評価委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

(候補者の決定)

第10条 市長は、第8条第7項の規定により報告された意見を基に候補者を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、選考の結果を、推薦をした者、推薦を受けた者及び応募をした者に書面で通知するものとする。

(農業委員の補充)

第11条 市長は、農業委員の罷免、失職及び辞任により、定数の5分の1を超える欠員が生じた場合は、法令及びこの要綱に定める手続に基づき、速やかに欠員の補充に努めるものとする。

(庶務)

第 1 2 条 農業委員の選任等に関する庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、農業委員の選任等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 月 1 6 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年 1 1 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 1 月 1 日から実施する。

別表（第 8 条関係）

委 員 長	農林水産担当部長
委 員	農業委員の経験を有する者 農業に関し識見を有する者 農業委員会事務局長